

令和 8 年
6 月高浜市議会定例会
議案書（追加分その 2）

議案第42号

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市有自動車の事故に関し、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

令和8年7月1日提出

高浜市長 杉浦 康 憲

- (1) 損害賠償の額 666,490円
- (2) 相手方 市内事業者
- (3) 事故の概要
 - ア 事故発生日時 令和8年2月6日(金)
午後2時30分ごろ
 - イ 事故発生場所 高浜市春日町地内
 - ウ 事故の種類 物損事故
 - エ 事故の状況
市内ガソリンスタンドにおいて、給油後、車両を右方向へ発進させた際に計量機の給油ノズルに接触し、当該計量機を毀損させたもの。
- (4) 和解の内容
 - ア 過失割合は、市100%とする。
 - イ 市の負担する損害賠償の債務の額は、666,490円とする。
 - ウ 市が相手方に対して666,490円を支払う。
 - エ 市及び相手方双方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

提案理由

この案は、市内ガソリンスタンドにおける市有自動車による物損事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解するためであります。

議案第43号

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、南中学校の停電波及事故に関し、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

令和8年7月1日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

- (1) 損害賠償の額 6, 310, 635円
- (2) 相手方 市内事業者
- (3) 事故の概要
 - ア 事故発生日時 令和7年10月21日(火)
午後11時28分ごろ
 - イ 事故発生場所 高浜市二池町三丁目3番地2
南中学校構内(市所有電柱)
 - ウ 事故の状況
南中学校構内の埋設ケーブルを起因とする停電により、近隣の市内事業者において営業損失等が発生した。
- (4) 和解の内容
 - ア 市の負担する損害賠償の債務の額は、6, 310, 635円とする。
 - イ 市が相手方に対して6, 310, 635円を支払う。
 - ウ 市及び相手方双方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

提案理由

この案は、南中学校の停電波及事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解するためであります。